

重要事項説明要綱

(指定通所リハビリテーションサービス)

(指定介護予防通所リハビリテーションサービス)

利用者に対する通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションサービス提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	浩照会
法人所在地	京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	宮脇昭太郎
電話番号	075-601-6100

2 サービスの提供

施設の名称	介護老人保健施設 あじさいガーデン伏見
施設の所在地	京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
施設長名	高木正博
電話番号	075-601-6100
FAX番号	075-605-7070

3 サービス提供場所であわせて実施する事業

事業の種類		京都市長の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成13年1月9日	2650980069	276人
居宅	通所リハビリテーション	平成13年1月9日	2650980069	80人
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	2650980069	
	短期入所療養介護	平成13年1月9日	2650980069	(空床利用)
	介護予防短期入所療養介護	平成18年4月1日	2650980069	
	訪問リハビリテーション	平成19年5月1日	2650980069	
	介護予防訪問リハビリテーション	平成19年5月1日	2650980069	

4 事業所の概要

敷地	5,269.36㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建塔屋2階(耐火建築)
	延べ床面積	11,540.58㎡
	利用定員	276名

5 運営方針

- ① 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ③ 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制（職種により兼務・非常勤）
施設長	・日勤（09：00～17：00）
医師	・日勤（09：00～17：00）
看護・介護職員	・日勤（08：45～17：15）
支援相談員	・日勤（08：45～17：15）
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・日勤（08：45～17：15）
管理栄養士	・日勤（08：45～17：15）

7 職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1名（兼務職員）
職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行い、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。
- (2) 医師（入所、短期入所と兼務） 6名
医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。
- (3) 看護職員 2名
利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- (4) 介護職員 14名
日常生活に必要な排泄や離床、着替え、口腔ケア及び整容等の介助を行います。
- (5) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
(入所、短期入所、訪問リハビリテーションと兼務) 30名
医師の指示・通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づきリハビリテーションを実施します。

(6) 支援相談員(入所、短期入所、兼務) 7名

利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

8 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日、祝日、年末年始は除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分までとします。

(3) サービス提供時間 8時45分から17時15分までとします。

9 通常の事業の実施地域

京都市伏見区及び宇治市とします。

10 通所・介護予防通所リハビリテーションの概要

- ① 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、施設の医師及び理学療法士、その他の通所・介護予防通所リハビリテーション従事者による通所・介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- ② 通所・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の身体機能の維持回復や適切な指導と機能訓練
- ③ 身体障害や廃用症候群等の利用者に対して医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士がそれぞれの療法を1人の利用者に対して個別と集団を用いたリハビリテーションの提供
- ④ 療養上必要とされる事項についての指導及び説明
- ⑤ 送迎、食事及び入浴
- ⑥ レクリエーションや季節行事
- ⑦ 認知症の状態にある利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービスの提供

※これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、別紙参照の上ご相談下さい。

11 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院
院長名	吉村 了勇
所在地	京都府京都市伏見区下油掛町895
電話番号	075-621-1111
診療科目	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・神経内科・外科 整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・肛門外科・眼科 リハビリテーション科・放射線科
入院設備	ベッド数 199 床

医療機関の名称	医療法人弘仁会 大島病院
院長名	北井 祥三
所在地	京都府京都市伏見区桃山町泰長老115
電話番号	075-622-0701
診療科目	外科・脳神経外科・整形外科・内科・消化器科・神経科・循環器科・皮膚科・眼科
入院設備	ベッド数 168 床

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設あじさいガーデン伏見消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災訓練	年2回昼間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	69箇所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり

13 要望及び苦情等相談

当施設相談窓口	<p>■総合担当窓口 介護支援室（1階） 吉田 隆 又はご意見箱（1階と4階） 阪本 由紀子 入退所及び通所に関する相談、苦情 山本 秋沙 看護介護に関する相談、苦情 長南 由香 食事に関する相談、苦情 亀田 千恵 利用料に関する相談、苦情 鍋嶋 公一</p> <p>ご利用時間 月曜日から土曜日午前8時45分～午後5時15分 （祝日・年末年始除く） ご利用方法 来室・文書・電話 075-601-6100</p>
京都市健康長寿推進課	住所 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階 電話 075-213-5871
京都市伏見区健康長寿推進課	住所 京都市伏見区鷹匠町13-1 電話 075-611-2279
深草支所健康長寿推進課	住所 京都市伏見区深草向畑町93-1 電話 075-642-3603
醍醐支所健康長寿推進課	住所 京都市伏見区醍醐大構町28 電話 075-571-6471

京 都 府 宇 治 市 介 護 保 険 課	住所 京都府宇治市宇治琵琶33 電話 0774-22-3141
上 記 以 外 の 住 所 地 の 方	お住まいの市町村役場 介護保険課へ
京 都 府 国 民 健 康 保 健 団 体 連 合 会	住所 下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話 075-354-9050

14 事故発生時、緊急時の対応及び損害賠償について

- ① 事業者は、利用者に対する通所・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって事故が発生した場合は、医師の診察、協力医療機関への搬送等必要な措置を講じるとともに、すみやかに利用者の家族、保証人、居宅介護支援事業所等の関係者に連絡を行います。
- ② 病状の急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡、当該利用者の家族に連絡し、当該利用者の家族に連絡する等の必要な措置を講じます。
- ③ 重大な事故が発生した場合は保険者への連絡とともに、京都府への連絡も行います。
- ④ 事故が発生した場合、当施設が別に定める様式により事故記録を残します。
- ⑤ 前項の場合において、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

15 通所・介護予防通所リハビリテーション遵守事項

- ① 利用中の食事は、基本的に施設でご提供させていただきますので、それ以外の食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
- ② 貴重品及び金銭に関しましては、出来る限りお持ちにならないようお願い申し上げます。万一、紛失等があった場合、当施設は責任を負いかねますので予めご了承下さい。
- ③ 設備・器具の利用は、本来の用途にしたがってご利用ください。又、これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がありますのでご注意ください。
- ④ 喫煙（電子タバコ含）は館内禁止です。又、飲酒も禁止です。
- ⑤ 営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止です。
- ⑥ 騒音・ハラスメント等他の利用者の迷惑になるような行為、運営上支障を来す行為は禁止です。
- ⑦ 施設の職員の指示に従うこととします。

16 利用者からの解除

利用者、その家族又は保証人は、当施設や担当の介護支援専門員に対し、利用中止の意思表示をすることにより、通所・介護予防通所リハビリテーションを終了することができます。

17 当施設からの解除

当施設は、利用者、その家族又は保証人に対し、次に掲げる場合には、通所・介護予防通所リハビリテーションを中止・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定・要支援認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身の状態等が悪化し、通所・介護予防通所リハビリテーションでの適切なサービスの提供が困難な場合
- ③ 利用者、その家族又は保証人が利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ④ 利用者又はその家族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、暴言、暴力、誹謗中傷、ハラスメント等、その他利用継続し難いと判断される通所・介護予防通所リハビリテーション遵守規則違反をした場合
- ⑤ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑥ 長期間ご利用のない利用者については、いかなる理由においても最終利用日から3ヶ月を経過した場合

18 利用料金

- ① 利用者及びその家族は、連帯して当施設に対し、通所・介護予防通所リハビリテーションの対価として、別紙1利用料金をもとに計算された利用回数ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- ② 当施設は、利用者又はその家族に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者又はその家族は、連帯して、当施設に対し当該合計額をその月末までに口座振替（口座振替日は28日、28日が休業日の場合は翌営業日）、もしくは振込（振込手数料は利用者負担）にて支払うものとする。
- ③ 当施設は、利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して領収書を所定の方法により交付します。

19 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用当日（利用者都合）	利用日の実費相当額（告示上の報酬額）
利用当日（事業者都合）	無 料

20 記 録

- ① 利用者の通所・介護予防通所リハビリテーションサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ② サービス提供記録の開示については、利用者、その家族又は保証人の申し出により利用目的等を明確にした文書により開示いたします。

21 送 迎

安全で、円滑な送迎を提供させていただくに当たり、事業所の規定をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 事前にお迎えの時間を書面又はお電話にてご連絡いたします。交通事情等で、10分以上到着が遅れる場合は、事業所よりお電話いたします。10分以内の遅れはご容赦下さい。
- ② 乗車中は、全席シートベルトを必ず着用してください。
- ③ 送迎職員到着後、体調不良を除き、準備等ができていない場合は、長時間待つことはできません。後ほどのお迎えになるか、対応ができなくなる場合もあります。
- ④ 自家用車で来所される場合は、あらかじめご連絡下さい。

22 食 事

希望、好み及び禁忌を確認させていただき、食事を提供させていただきます。

23 身体拘束等

当事業所は、原則として身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、その家族又は保証人に連絡をし、同意を得ることとします。

24 秘密の保持及び個人情報の保護

- 1 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連絡
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

25 携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等のご使用について

携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等の持ち込みについては、以下の点を遵守の上、他のご利用者へご迷惑にならないようお願い申し上げます。

- ① 携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等のご使用は、通話、メール、インターネットのみとなります。また、他利用者様のご迷惑にならないようマナーを守ってご使用ください。
- ② 携帯電話機等の貸借はトラブルの原因となる恐れがあるためご遠慮ください。

- ③ 紛失・故障・修理等につきましては、当施設は責任を負いかねます。
- ④ 端末の使用方法についてのご質問はお応えしかねます。
- ⑤ 当施設よりご使用状況が不適切と判断した場合、ご使用を中止とさせていただくことがありますので予めご了承ください。

26 第三者評価の実施状況

第三者による評価を受けることで福祉サービスの質の向上につなげることを目的とする。

実施年月日：令和5年2月

評価機関名称：京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

評価結果の開示：あり